

三条市立学校教育職員の
勤務時間の上限に関する方針

三条市教育委員会

令和2年3月

(令和7年3月改定)

1 趣旨

社会環境の変化に伴い、学校を取り巻く環境は生徒指導上の課題を中心に複雑化・多様化し、教育職員には学習指導のみならず、専門的な知識・技能の習得と資質の向上が求められており、それらに対応するため教育職員の時間外勤務が増加した。

このような中、新潟県全体で行う教育職員の勤務時間調査に合わせて、令和元年度に三条市教育委員会が行った超過勤務実態調査の結果、特に繁忙期となる月においては深刻な長時間労働の実態があることを確認した。また、令和5年度の調査では、これまでの取組の成果が表れている一方で、依然として長時間労働の実態があることを確認した。

持続可能な学校運営と三条市の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教育職員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や専門性を高めるとともに、子どもたちと向きあう時間を確保し、より効果的な教育活動を行うことが喫緊の課題であると判断する。

このため三条市教育委員会では「三条市立学校教育職員の働き方改革検討委員会」からの意見や国、県の動向を踏まえ、「三条市立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下、「方針」と表記）を策定することとした。この方針をもとに三条市教育委員会では主に次の取組を実施することで学校の負担を軽減し、教育職員一人一人の時間外勤務を縮減させることに努める。

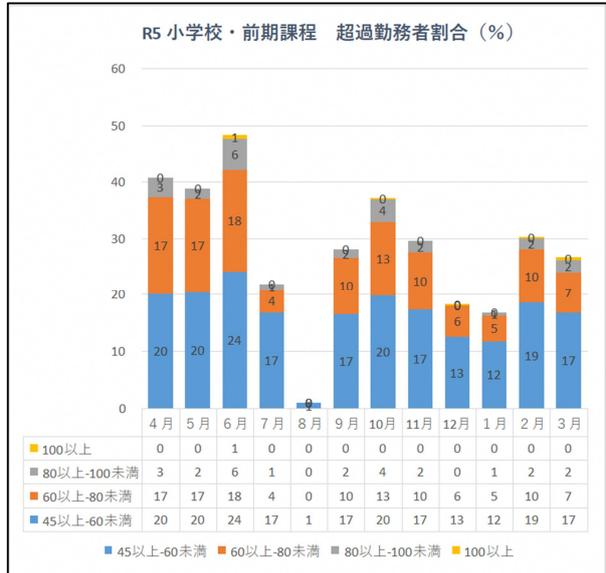
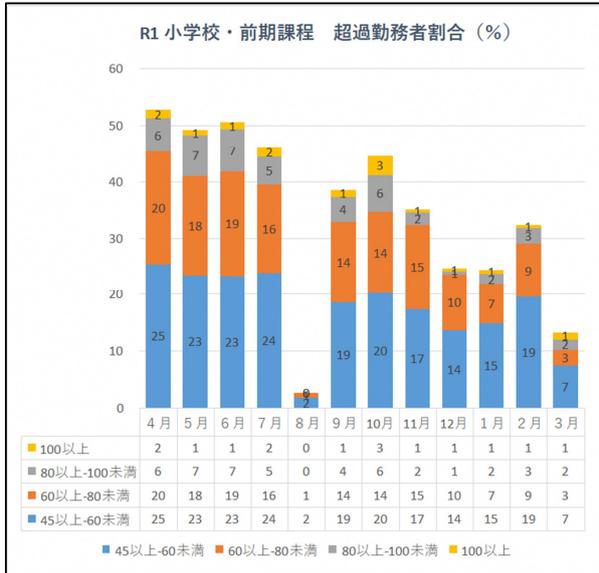
- 各学園、学校が小中一貫教育校（学園体制）としての特色を發揮しながら、業務の効率化と勤務時間の適正化を図り、教育職員一人一人が生き生きと活躍できる環境作りに努める。
- 「チーム学校」「チーム学園」の整備体制に向けて、小中学校講師、特別支援サポーター、不登校児童生徒支援員、部活動指導員、中学校体育系部活動指導補助者、スクール・サポート・スタッフ、教育活動補助員（スクールアシスタント）等を配置するとともに、スクールソーシャルワーカー、カウンセラー、外国語・帰国子女支援員、心理相談専門員、ICT支援員を適宜派遣するなど、可能な限りの人的支援を行う。
- 校務支援システムのクラウド化や教職員用端末の1台化を進め、業務の円滑化を促進するよう努める。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の活用により保護者、地域住民等の理解、協力を得ながら良質な学校運営を行うことができるよう支援する。

以上の内容に取り組むとともに、保護者、市民に対してホームページの活用等により教育職員の働き方改革の重要性や方向性について情報提供を行い、教育職員の働き方改革に対する理解が深まるよう努める。

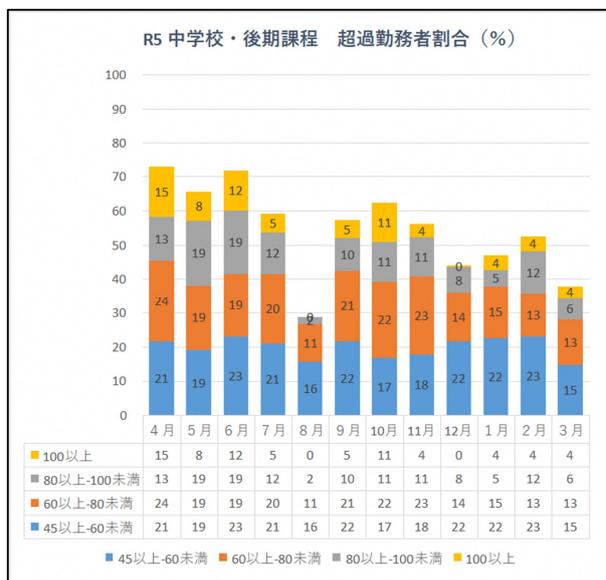
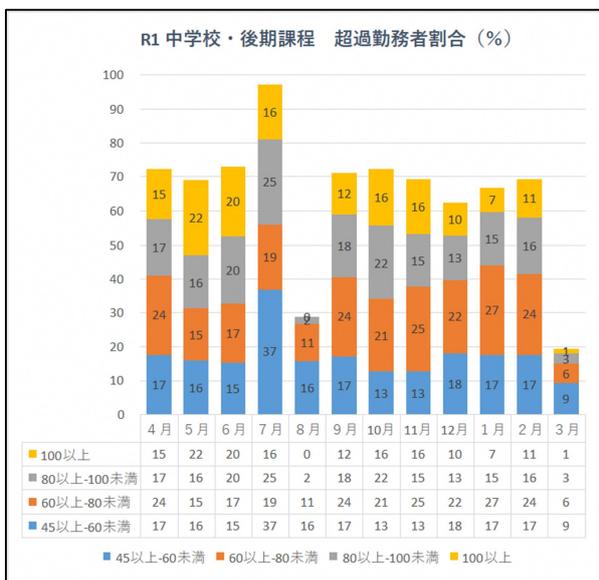
<参考資料> 令和元年度・令和5年度 勤務時間実態調査より

【月ごとの超過勤務時間が45時間以上となる教育職員の割合】

(45時間以上～60時間未満、60時間以上～80時間未満、80時間以上～100時間未満、100時間以上の四区分の累積グラフ)



(3月は新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業)



2 勤務時間の上限と管理

(1) 本方針において対象となる教育職員

県費負担教職員の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校臨時職員（助教諭、養護助教諭、講師）とする。

(2) 対象となる勤務時間の考え方

学校における働き方改革を進めるために、教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務のための時間を含めた在校時間を基本とする。なお、勤務時間外に校内において自らの自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

また、校外の活動での勤務についても職務として行う研修への参加や児童生徒の引率、児童生徒の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等の職務に従事している時間については、対象として合算する。ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。これらを「在校等時間」とし、本方針の対象となる「勤務時間」とする。なお、週休日に行うPTA主催の行事や地域行事への参加、各種検定業務に従事する時間は勤務時間に含まれない。（学校運営協議会、PTA役員会は勤務時間を含む）

【参考】 <在校等時間（勤務時間）から除かれるもの>

* 自己研鑽の時間

「所定の勤務時間外において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間」とは、上司からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべき自己研鑽の時間を指している。具体的には、所定の勤務時間外に教師が幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科に関する論文を執筆したり、教科指導や生徒指導に関する自主的な研究会に参加したり、自ら資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間のようなものが挙げられる。

* その他業務外の時間

所定の勤務時間の前後における時間のうち、業務とはみなされない活動を行った時間は在校時間から除く。例えば、朝早めに出勤して新聞を読んだり、読書をしたりする時間や、所定の勤務時間終了後の夕食時間、地域住民等としての立場で学校で行われる地域活動に参加している時間等が挙げられる。

[文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの運用に係るQ&A（平成31年3月29日）」から抜粋]

(3) 目標とする時間

- ① 1か月の時間外勤務時間を45時間以内にする事。
- ② 1年間の時間外勤務時間を360時間以内にする事。

※ ただし、生徒指導上の課題に正対するなどの特例的な勤務も必要不可欠であることから、当面は特に健康障害等の危険性が高まる月80時間を超える時間外勤務を行う教育職員、また、年間720時間を超える時間外勤務を行う教育職員をゼロとすることを目指すこととする。

なお、①、②で示す目標とする上限時間まで勤務を求めるものではない。

(4) 勤務時間の管理

- ① 教育職員はマイナンバーカードによる出退勤時刻自動打刻システム(平成30年9月から導入)の活用により日々出退勤時刻を記録し、校長が管理する。
- ② 教育職員はマイナンバーカードによる自動打刻システムが使用できない場合、また校外における勤務時間を計上する場合は手動でシステムに入力する。
- ③ 校長は、形式的な上限時間の確保のため虚偽の記録が生じるようなことがないように適正に勤務時間を管理する。
- ④ 校長と教育委員会は出退勤自動打刻システムにおいて、一人一人の教育職員の出退勤状況を客観的に把握することに努め、教育委員会は必要に応じて校長に対する指導、支援を行う。
- ⑤ 校長は教育委員会と協議の上、1か月の時間外勤務時間が80時間を超える月が連続する教育職員及び1か月の時間外勤務時間が100時間を超える教育職員について、面談を行い、必要な支援策を講じる。

3 三条市教育委員会の取組

(1) 勤務時間の把握と個別支援

情報管理課と協働し、マイナンバーカードによる出退勤時刻自動打刻システムを運用し、教育職員一人一人の勤務時間及び超過勤務時間を客観的に把握するとともに、校長と協議の上、必要に応じ指導、支援を行う。

(2) 学校調査の精選・工夫、教育職員研修の見直し

新潟県教育委員会とともに、学校への調査・照会について精査し、削減を進めるとともに、提出書類の改善・工夫を行い、書類作成の負担軽減を図る。なお、外部機関からのコンクール・コンテストへの参加や作品出品依頼等の依頼文書は教育効果を検証した上で取捨選択して各校へ送付する。

当市独自の調査・照会については個人情報や押印のない提出書類において、校務用全校共有フォルダの学校別指定フォルダ内に提出するか、メールでの提出とするなど、可能な限りデジタルデータでの提出方法に改める。

また、教育職員研修について、悉皆研修を精査し、希望制研修を多くすることで学校の負担軽減を図るとともに、教育職員のニーズに応じた研修により教育職員の資質能力の向上に努める。これら、各種研修の内容は教育センターにより別途計画する。

(3) 各校における授業時数の見直し

管理職はもちろん、教師一人一人がカリキュラム・マネジメントの充実に努めることが重要であり、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校が一定数存在する状況も踏まえ、授業時数について点検した上で、次年度の指導体制や教育課程を編成する。

また、年度途中であっても、可能な範囲で改善を進める。

(4) チーム学校・学園を形成する専門的人材及び地域人材の配置

学校、学園の円滑な教育活動を支えるため教育職員以外の人材を広く募集し、それぞれの状況に応じて、適切な人材を配置する。

- ① 学園の小中一貫教育を推進するため小中学校講師を配置する。
- ② 特別支援教育における合理的配慮の適正化のため特別支援サポーターを配置する。
- ③ 校内教育支援センターの運営や不登校児童生徒の学習・学校生活を支えるため不登校児童生徒支援員等を配置する。
- ④ 部活動における専門的な技術指導や大会等の引率に携わる部活動指導員を配置する。
- ⑤ 健康づくり課との連携により、部活動顧問を支援するため、学校の希望に基づき、中学校体育系部活動指導補助者を配置する。
- ⑥ 教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒への指導や教材研究に注力できるようにするため、スクール・サポート・スタッフを配置する。

- ⑦ 地域の学校に対する理解を深めることに加え、各校の様々な業務を支援するため、教育活動補助員（スクールアシスタント）を配置する。
- ⑧ 高齢介護課との連携により、学校の希望に基づき、高齢者介護予防有償ボランティアを配置する。

(5) 生徒指導上の課題解決に向けた専門的人材の配置や派遣

- ① 児童生徒及び保護者の関係機関・医療機関への円滑な接続を支援するため、スクールソーシャルワーカー（SSW）を適宜派遣する。
- ② 児童生徒、保護者への支援及び教育職員へのコンサルテーションを行うため、心理相談専門員及びスクールサポートネットワークカウンセラーを適宜派遣する。
- ③ ネットトラブルを防止するための特別授業を実施できるよう、専門の講師を希望に応じて派遣する。
- ④ 児童生徒の社会性育成に向けた教育活動を支援するため、各学園の「深めよう絆スクール集会」に対して学校の希望に応じて講師を派遣する。

(6) 保護者からの緊急連絡を受ける体制の整備

学校及び教育職員が夜間や週休日等学校の閉庁時間帯に緊急連絡を受けられない状況にある場合、教育委員会の専用携帯電話に電話及びメールで保護者からの緊急連絡を受けられるよう環境を整備する。また、その連絡先は学校を通じて保護者に周知する。

保護者（電話・メール）→教育委員会専用携帯→当該校校長（関係職員）→保護者

(7) 保護者への緊急一斉連絡体制の整備

非常変災等に伴う市内一斉の臨時休校・教育課程の変更については、勤務時間の内外を問わず、全校の学校メール配信サービス登録者に一斉メール配信により、教育委員会が一斉緊急連絡を行う。

(8) 労働安全衛生管理体制について

- ① 毎年、ストレスチェックのためのアンケートを実施し、高ストレス者の多い学校に対して、業務改善を指導するとともに、高ストレス者には希望に応じて医師の面談を実施する。
- ② 時間外勤務時間が1か月100時間を超える場合や連続する月の時間外勤務平均時間が80時間を超える場合については、本人の希望に基づき、産業医による保健指導やカウンセラーによる面談を実施する。

- ③ 教育センターの各学園の担当指導主事が相談窓口担当となり、業務によるメンタルヘルス上の不調などについて相談を受け、必要に応じて関係機関との連携により支援を行う。

(9) 保護者、市民への周知について

本方針の施行により、教育職員の勤務時間の削減や行事の精選、部活動数の見直し、閉庁日の増加、保護者用緊急連絡先の設定等が実施されることについて、保護者に理解を求める取組を行う。

(10) 本方針の改訂及び変形労働時間制の導入について

本方針は令和2年4月1日から運用する。また、定期的に見直しを行い、各年度末に次年度の方針を改訂するものとする。なお、運用中、各学園・学校運営協議会において、本方針内容について、地域の方々や保護者から広く意見を収集する。

変形労働時間制の導入については、新潟県が「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法に係る条例」及び「市町村立学校教職員の勤務の時間、休暇等に関する条例」を改正することにより、市町村教育委員会が具体的に検討する。なお、三条市においては、導入することが適切かどうかを十分に検討する。

4 適正な勤務時間を確保するために教育委員会と学園・学校が協働する取組

(1) 三条市の特色ある教育制度を基盤とする教育活動改善の推進

① 小中一貫教育制度（学園体制）の有効活用

学園体制の中で各校の業務の在り方について共通理解を図りながら諸活動の再構成を行うとともに、教職員の兼務によって学園内の負担軽減を図る。

② コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の有効活用

学園・学校運営協議会での熟議を通して、学園・学校の教育活動の改革を企図し、地域住民の理解と協力を得て、学校行事の精選と統廃合を行い、効率的な教育活動を実践する。

(2) 勤務時間に対する意識改革

① 勤務時間のマネジメントに関する管理職対象の研修の実施

学校の業務改善には管理職のマネジメント能力の向上が不可欠であることから、管理職を対象とした時間管理・健康管理を含む研修会を実施し、管理職のマネジメント力を強化する。

② 教育職員の働き方改革に関する観点からの学校評価、教職員評価の見直し

校長の学校運営方針に働き方改革に関するマネジメント方針を示すとともに、学校評価、教職員評価にも働き方改革の観点を位置づける。

(3) 日常業務の削減・簡素化・効率化の推進

① 時程の見直しと下校時刻の改善

学校の時程を抜本的に見直し、必要不可欠な時間を精選することで、児童生徒の下校時刻を改善する。

※児童の完全下校時刻は特別な事情のある場合を除き通年で16時30分とする。

※生徒の完全下校時刻は特別な事情のある場合を除き通年で17時45分とする。

なお、各校はそれぞれの実態に応じて、校時表の改訂や教育課程の弾力的な運用により、上記の完全下校時刻を遵守するものとする。

② 日常諸活動の見直しと効率化の推進

補充学習、朝活動、業間活動、放課後活動、各種便り作成業務、通知表作成業務、連絡ノート記載業務等の業務の簡素化と統合を進める。ただし、小中一貫教育への保護者、市民の信頼を損なわないよう、可能な限り学園内で統一化を図る。

③ 各種行事の見直しの統廃合の推進

学校行事や学年行事、PTAの慣例的行事等を見直し、行事の精選と統廃合を進める。また、各種行事については、地域との協働、連携が必要であるところから、学園・学校運営協議会において十分な理解を得るよう努める。

④ 諸会議の開催回数及び所要時間の見直し

校務支援システムのグループウェアを有効活用し、職員会議、学年部会、運営委員会等の諸会議の回数や在り方と所要時間の改善を図る。

⑤ 教員業務支援員及び学校ボランティアの有効活用と校務分掌等の業務の平準化

教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や教育活動補助員（スクールアシスタント）及び高齢者介護予防有償ボランティア等の有効活用を図り、一部職員に業務が集中しないよう、業務の平準化を図る。

⑥ 書類や教材等の共有化の促進

過去の業務に関する書類や教材等のデータ等を校務用共有フォルダにおいて管理し、共有化できる仕組みの更なる整備を進める。

⑦ 体験的学習活動休業日（キッズウィーク）の有効活用

学園ごとに体験的学習活動休業日（キッズウィーク）を設定し、この日を学園全体の研修や諸会議を行う日とするなどして、有効活用を図る。

⑧ 校務支援システムのクラウド化、教職員用端末の1台化

令和7年度から新潟県で共同運用する統合型校務支援システムを導入し、児童生徒の学習・生活記録を確認・入力することを可能にするとともに、端末の1台化による自作教材等の活用を促進する。また、異動時の教職員の負担を軽減する。

(4) 出勤・退勤時刻の見直し及び学校閉庁日の設定

① 登庁・退庁時刻の見直し

部活動の朝練習や学校行事の準備など校長が許可する特別な場合や臨時的な特別な事情がある場合を除いて、出勤は7時30分以降、退勤は18時30分までを目安とする。

※学校における勤務時間外の留守番電話対応時間について

平日	小学校 17:30～翌日7:45 中学校・義務教育学校 18:00～翌日7:45
土日祝日などの学校休業日	終日

※ 上記はあくまでも目安であり、勤務時間（およそ8:10から16:40）外や学校行事、当日の特別な事情により、上記以外でも留守番電話にすることは可能である。

保護者等が上記設定時間外で学校に緊急連絡をする場合、学校が指定する緊急

連絡先につながらない場合は教育委員会が設置する緊急連絡先に連絡することとする。（前述）

なお、教育委員会が保護者に上記の留守番電話対応時間を周知する際、およその勤務時間を示した上で、勤務時間外や学校行事、当日の特別な事情により、上記以外でも留守番電話となることも周知するものとする。

② 学校閉庁日の設定

各校の実情に応じて、夏季休業中及び冬季休業中において合計5日以上を閉庁日として設定する。なお、校長は所定の様式により閉庁日を教育委員会に報告する。

③ 早出遅出出勤制度の導入

長期休業中において、個別の申出により校長の許可する範囲で早出遅出出勤を認める。ただし、早出遅出ともに30分単位、1時間以内とする。

また、令和7年度から、長期休業中以外でも、通級指導教室の担当者に限り校長の許可する範囲で早出遅出出勤を認める。

校長は所定の届出用紙を使用し、当該職員から事前に届出を受け付け、勤務の割振りを行うとともに、届出用紙を教育委員会に提出して報告する。

(5) 部活動指導の適正化

① 部活動数の見直し

学校運営協議会及びPTA総会等で承認をいただきながら学校規模に応じた部活動数に見直す。ただし、正規部のない種目を選択する生徒に対しては、他校との合同練習や大会出場において、特設部（季節部）として参加できるよう教育委員会と協議の上、適切に対応する。

② 「三条市部活動ガイドライン」の遵守

部活動の日数、時間については、生徒のバランスのとれた健全な成長を確保するため策定した「三条市部活動ガイドライン」を遵守する。

③ 複数顧問制、外部指導者の活用による部活動の業務分担

生徒の安全な活動と指導力の担保のため、複数顧問体制及び外部指導者の活用により業務を分担すること。外部指導者については、三条市健康づくり課スポーツ振興室

が運営する「中学校体育系部活動指導補助者制度」及び「体育系部活動メニューサポート事業」を積極的に活用する。

④ 週休日等に参加する大会・試合の精選

週休日等に開催される大会・試合への参加については、生徒や部活動顧問の負担が大きくなるよう、参加する大会・試合を精選する。

⑤ 中体連・各競技団体等への協力・要請

中学校体育連盟、各競技団体・連盟等に大会やコンクール等の削減や見直しについて、新潟県教育委員会と共同で要請する。

⑥ 生徒、保護者への理解の促進

「三条市部活動ガイドライン」の遵守により、生徒、保護者に対して、部活動の年間、月間、週間予定を早めにかつ明瞭に提示し、透明度の高い活動計画を策定するとともに、活動する生徒と指導する教育職員の双方の負担軽減などの重要性について、生徒と保護者の理解を深める取組を行う。

⑦ 生徒の減少によりチーム編成が困難である場合や、日常の効果的な練習ができない場合は競技種目ごとに拠点校練習方式を取り入れるため、必要に応じて予算の範囲内で拠点校会場へ生徒を輸送する合同練習用スクールバスを運行させる。

⑧ 令和8年度夏以降の休日の部活動は、原則、地域クラブ活動に移行することとし、関係機関と連携しながら準備を進める。